

用地測量等説明会

- 東急電鉄大井町線（戸越公園駅付近）
連続立体交差事業
- 鉄道付属街路事業
- 戸越公園駅の交通広場整備事業

東 京 都
品 川 区
東 急 電 鉄 株 式 会 社

ただいまから、都市高速鉄道、東急電鉄大井町線、戸越公園駅付近の連続立体交差事業、鉄道付属街路事業、戸越公園駅の交通広場整備事業に伴う、用地測量等について説明いたします。

本日の説明内容

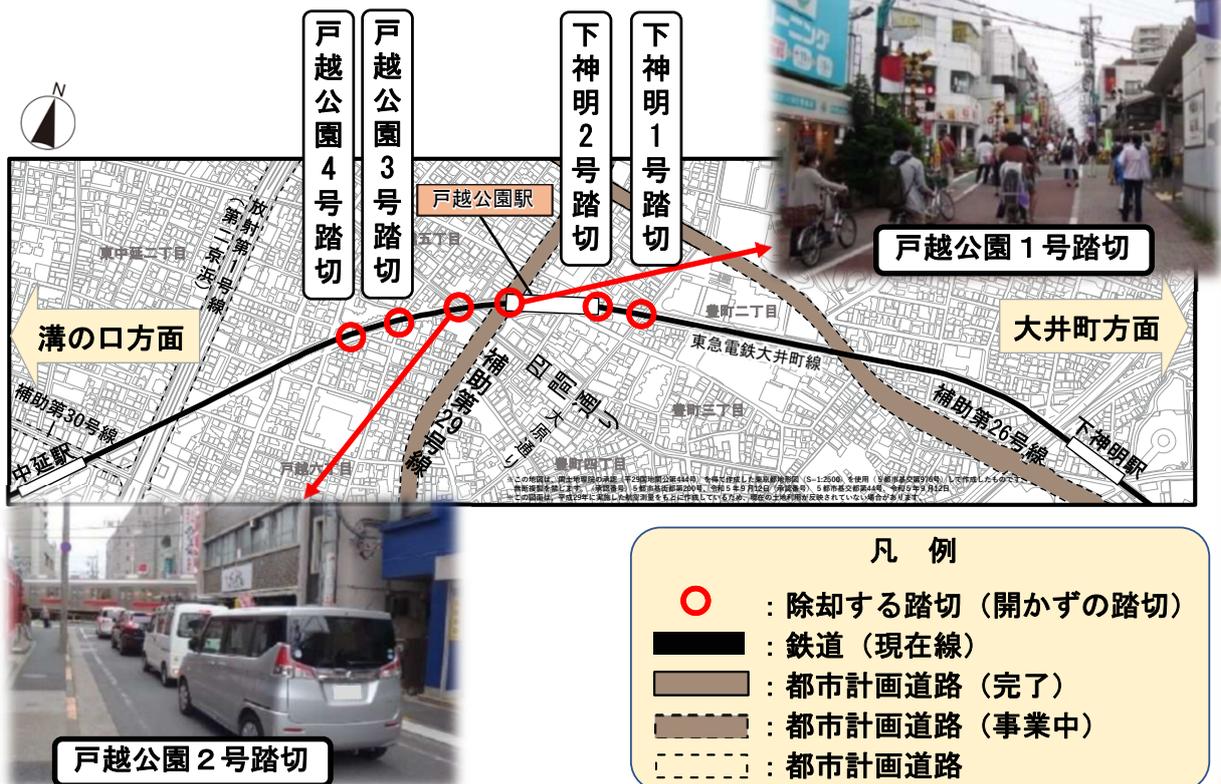
- 事業の概要
- 今後の事業の進め方
- 現況測量及び用地測量

本日の説明会では、令和5年10月に都市計画決定した、各事業の「概要」、「今後の事業の進め方」、「現況測量及び用地測量」の3項目について、説明いたします。

事業の概要

はじめに、東急電鉄大井町線、戸越公園駅付近の事業の概要について、説明いたします。

戸越公園駅付近の現況



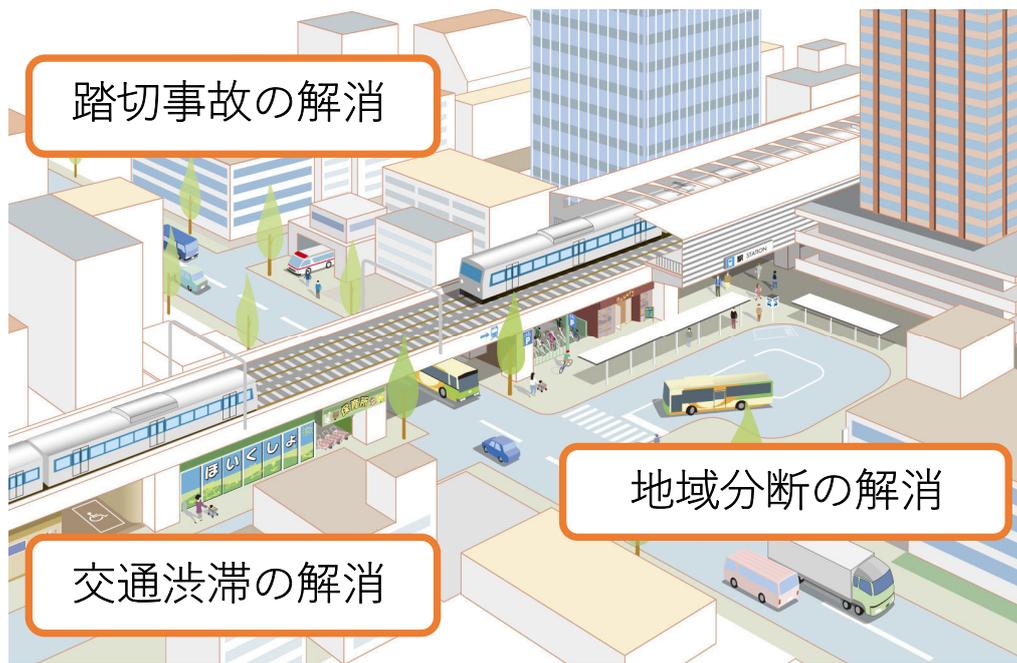
まず、東急電鉄大井町線、戸越公園駅付近の現況について説明いたします。

図の右側が大井町方面、左側が溝の口方面となります。

本区間には、補助第29号線や、四間通り（よんけんどおり）などと交差する、6箇所の踏切があり、全ての踏切が、ピーク時の遮断時間が40分以上となる、いわゆる「あかずの踏切」となっています。

これらの踏切は、いずれも多くの自動車や歩行者等の通行を妨げ、地域の消防活動や救急活動の支障となっているほか、踏切事故など、地域活動に大きな影響を与えています。

連続立体交差事業について



出典：東京都建設局HP

次に、連続立体交差事業について、説明いたします。

連続立体交差事業とは、鉄道を一定区間連続して、高架化または地下化し、道路と立体交差化することで、多数の踏切を除却する事業です。

この事業の実施により、地域の課題となっている、交通渋滞や踏切事故が解消されます。

さらに、鉄道による地域分断が解消され、まちづくりが進められることで、沿線地域の活性化が図られます。

事業区間の概要

溝の口方面

大井町方面

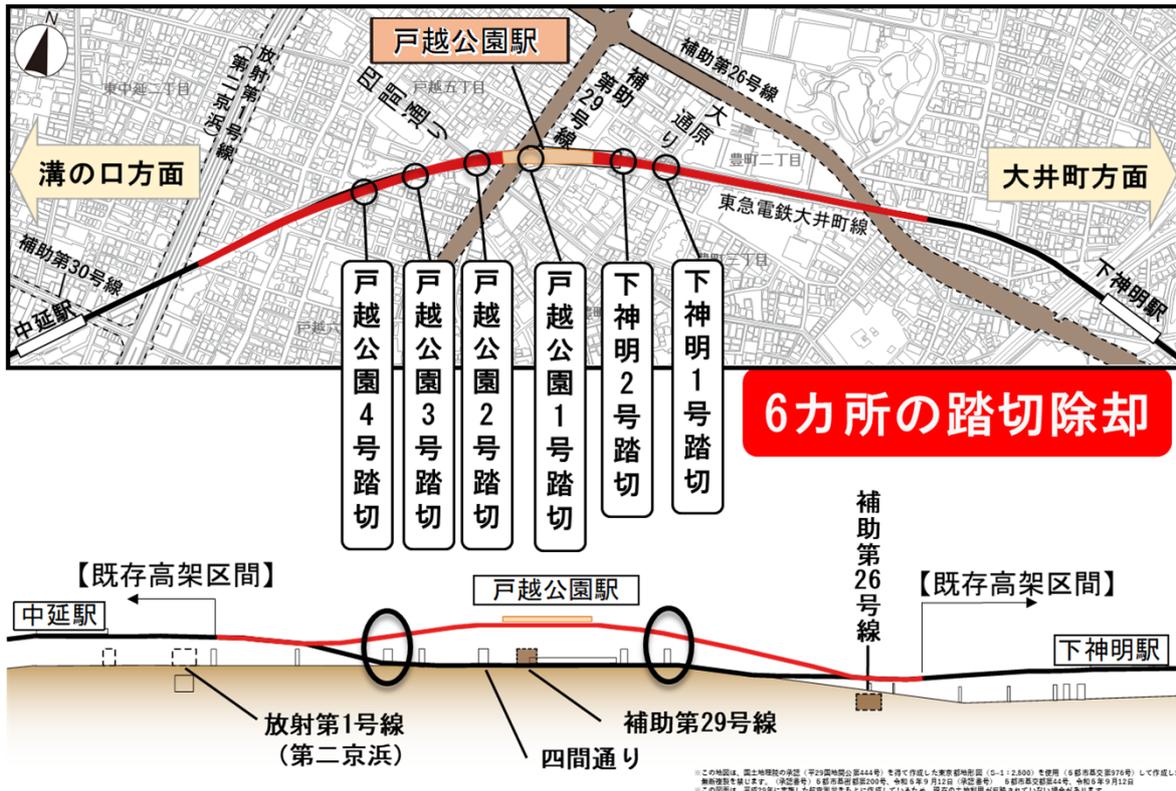


事業区間 約0.9km

※この地図は、国土院の承認（平29国地審公第44号）を得て作成した東京都地図図（S-12500）を使用（S都市基交第076号）して作成したものです。
無断複製を禁じます。（承諾番号）S都市基交第200号、令和5年9月12日（承諾番号）S都市基交第44号、令和5年9月12日
※この図面は、平成29年に実施した航空測量をもとに作成しているため、現在の土地利用が反映されていない場合があります。

東急電鉄大井町線、戸越公園駅付近の連続立体交差事業の事業区間は、補助第26号線付近から、第二京浜付近までの、約0.9kmとなります。

高架方式の概要



続いて、高架方式の概要について、説明いたします。

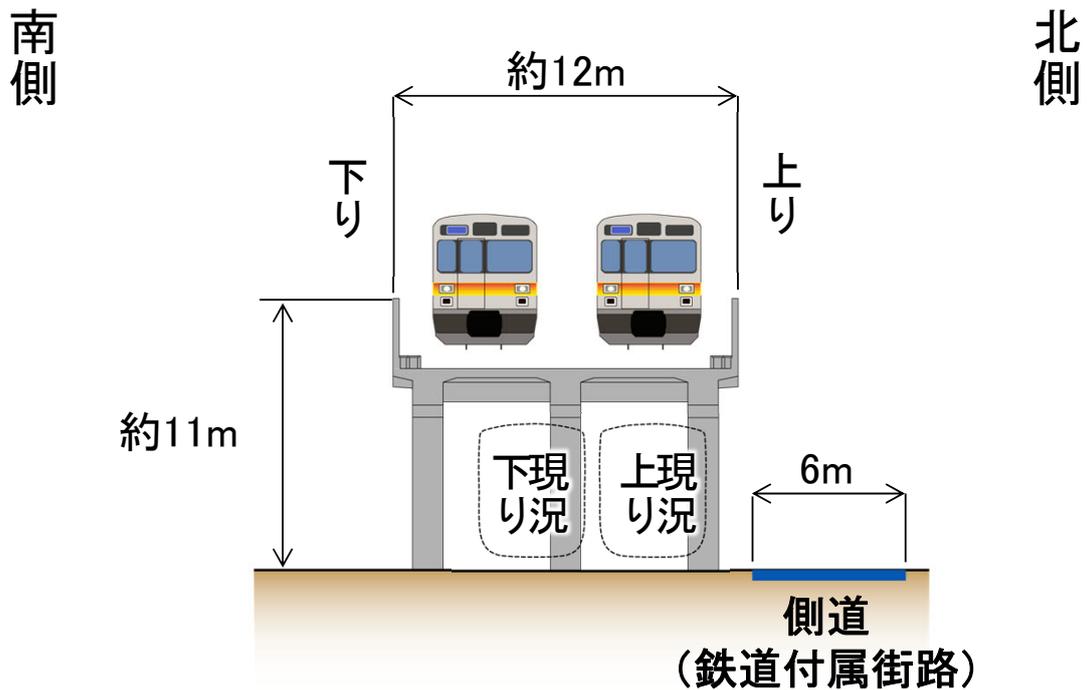
すでに鉄道が高架化している、補助第26号線との立体交差部付近と、同じく鉄道が高架化している第二京浜との立体交差部付近の間を、高架化します。合わせて戸越公園駅を高架化します。

これにより、6箇所の踏切が除却されるとともに都市計画道路である補助第29号線や四間通りなどと立体交差化されます。

なお、ホームの位置は約30m中延駅側に移動することになりますが、駅の出入り口は、現在と概ね変わらない予定です。

また、下神明1号踏切及び戸越公園4号踏切は、既に鉄道が高架化している区間への移行区間となるため、通行できる高さに制限がかかりますが、救急車やバスなどの通行ができるように、地上から鉄道の高架橋までの高さを約3.8m以上確保する予定です。

横断図（一般部）



※構造物の幅員、高さについては、場所によって異なります

次に、一般部の横断図について、説明いたします。

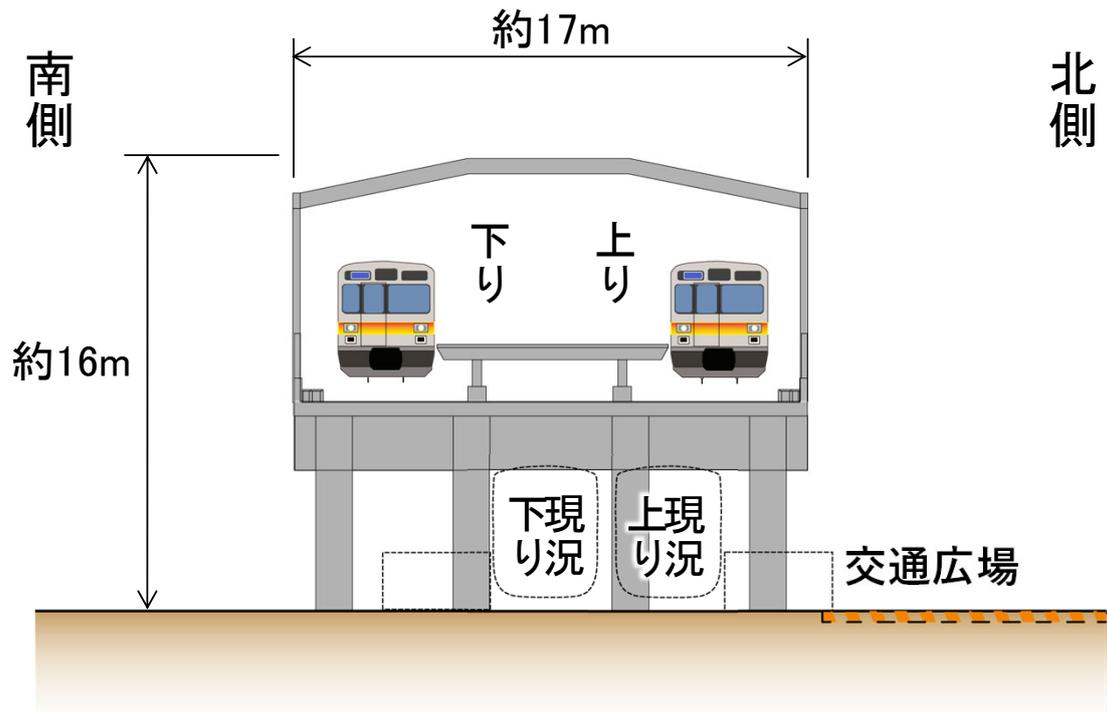
これは、大井町方面から溝の口方面を見たものです。

一般部の高架構造物の地上からの高さは、約11m、幅は約12mとなります。

また、必要な箇所には高架構造物に沿って、幅員6mの側道を整備いたします。

なお、構造物の幅員、高さについては、場所によって異なります。

横断図（戸越公園駅）



※構造物の幅員、高さについては、場所によって異なります

こちらは、戸越公園駅部における横断図で、大井町方面から溝の口方面を見たものです。

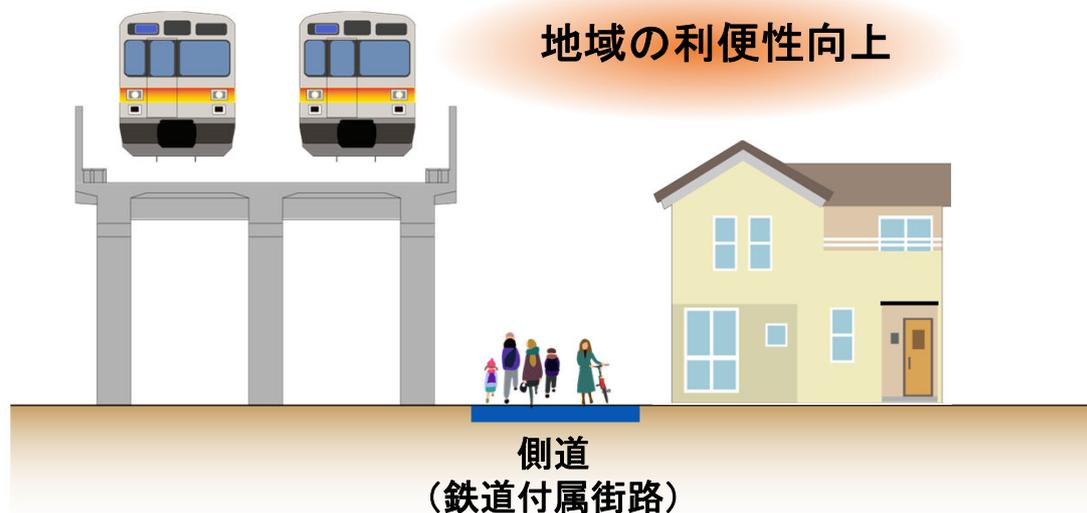
現在の戸越公園駅は、地表にホーム2面、線路2線となっています。これを、ホーム1面、線路2線の構造に変更いたします。

高架構造物の地上からの高さは、約16m、幅は約17mとなります。なお、構造物の幅員、高さについては、場所によって異なります。

側道（標準横断図）

日影など環境に与える影響の緩和

地域の利便性向上



続いて、鉄道附属街路などの街路事業について、説明いたします。

今回の連続立体交差化にあわせて、必要な箇所には、鉄道の高架構造物に沿って側道を整備いたします。

側道は、鉄道の高架化に伴う日影（にちえい）の影響など、環境に与える影響を緩和するとともに、駅へのアクセスの向上・避難経路の確保など、地域の利便性や、防災性を高めることを目的とするものです。

付替道路

南側

北側



既存道路

現在線

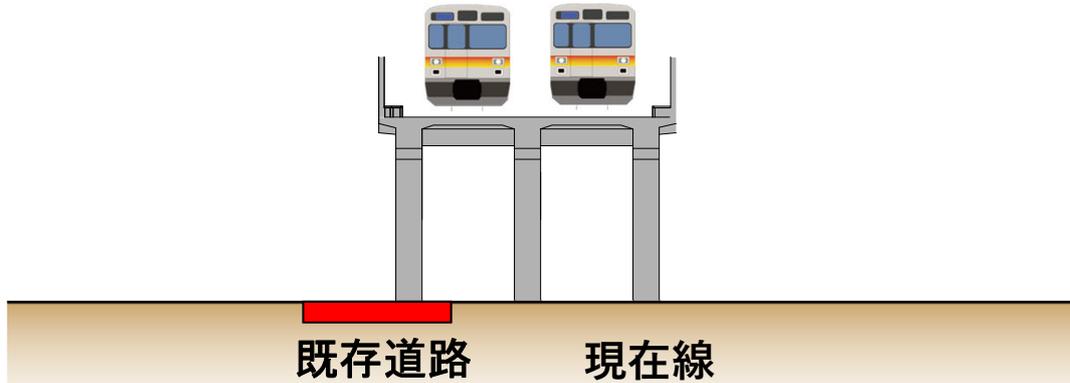
次に、付替（つけかえ）道路について説明いたします。

付替道路

南側

北側

既存道路の機能が阻害



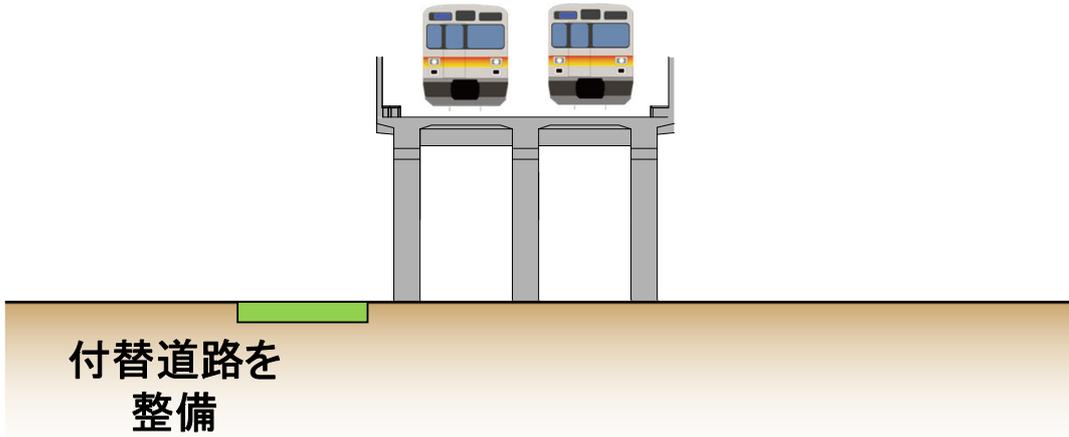
付替（つけかえ）道路は、鉄道構造物の用地を確保した際、既存道路の機能が阻害された場合に、

付替道路

南側

北側

既存道路の機能確保



その道路機能を確認することを目的に整備いたします。

施工方法の概要

次に、施工方法の概要について、説明いたします。

鉄道構造物等の施工方法

南側

北側



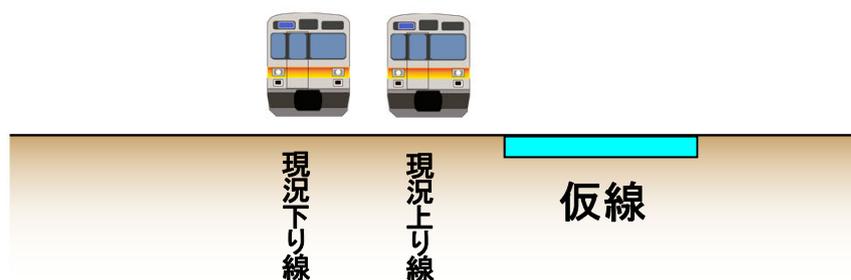
代表的な施工方法を説明いたします。

まず、現在の線路の北側に側道の用地を取得させていただくとともに、それ以外の一部の区間でお借りさせていただき、

鉄道構造物等の施工方法

南側

北側



これらの用地を活用して、鉄道の仮線を敷設いたします。

鉄道構造物等の施工方法

南側

北側

仮下り線

仮上り線



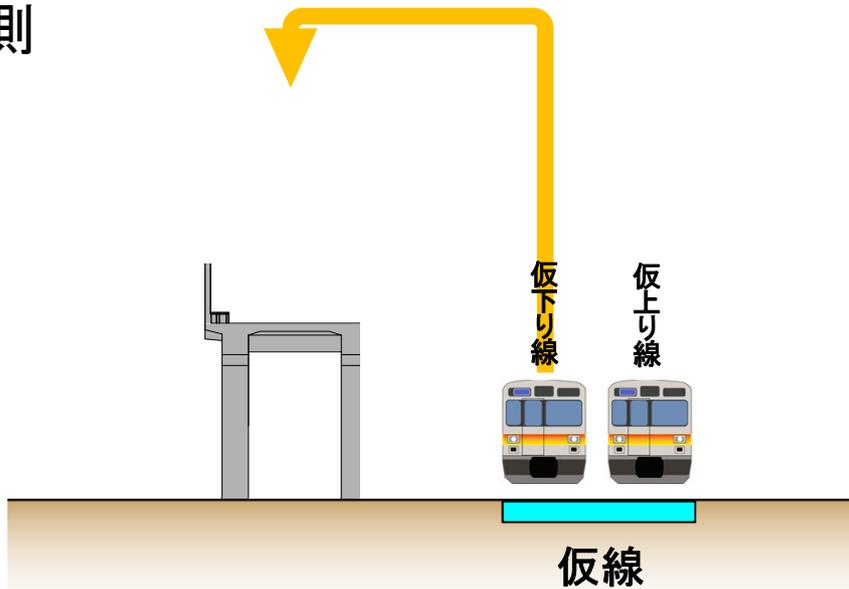
仮線

仮線を敷設した後、現在の線路を順次、仮線に切り替え、

鉄道構造物等の施工方法

南側

北側

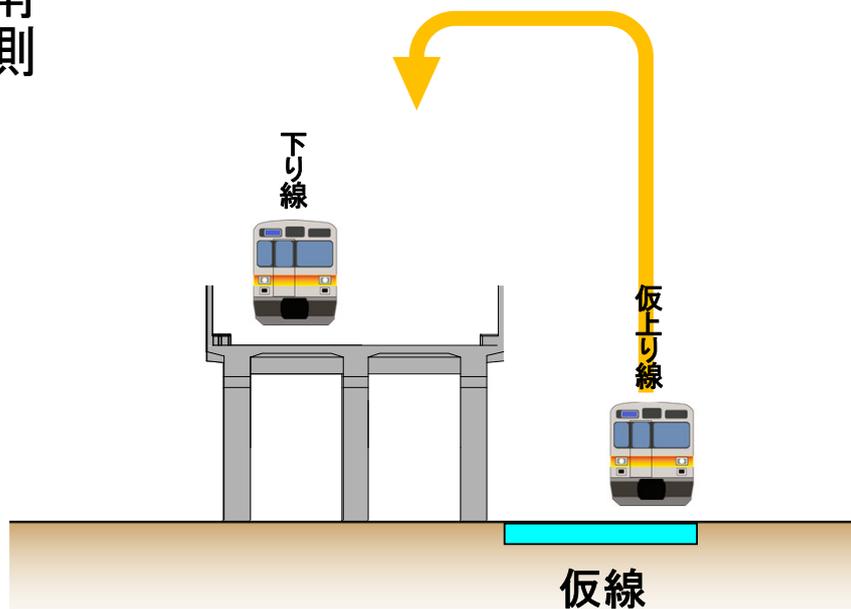


空いた用地に下り線の鉄道構造物を築造し、下り線を高架に切り替えます。

鉄道構造物等の施工方法

南側

北側

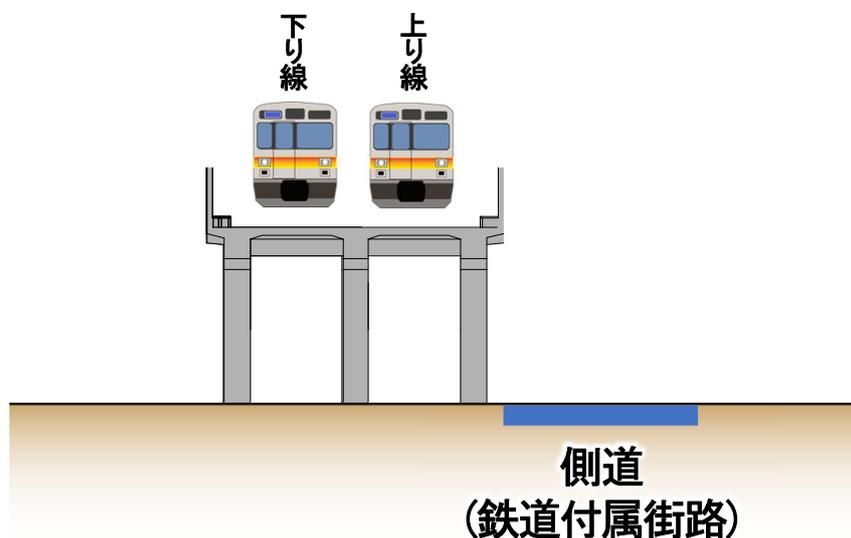


その後、上り線の鉄道構造物を築造し、上り線を高架に切り替え、立体化が完成します。

鉄道構造物等の施工方法

南側

北側



最後に、仮線を撤去し、用地を取得させていただいた区間に側道を整備いたします。

なお、お借りさせていただいた用地につきましては、工事完了後に地権者の方にお返しいたします。

戸越公園駅 交通広場整備事業※について

※一般的には通称名の「駅前広場」が広く知られておりますが、都市計画上の用語は「交通広場」であるため、「交通広場」の用語を統一して使用します。

つづいて、戸越公園駅の交通広場整備事業について、説明いたします。

なお、一般的には通称名の「駅前広場」が広く知られておりますが、都市計画上の用語は「交通広場」であるため、「交通広場」の用語を統一して使用いたします。

戸越公園駅交通広場の整備について



品川区では、東急電鉄大井町線の連続立体交差事業に合わせて、戸越公園駅の北側に、交通広場を含む品川区画街路第8号線を整備いたします。

戸越公園駅周辺の課題



これらの課題を解決するために、交通広場を整備します

戸越公園駅周辺には、大きく3つの課題があります。

一つ目は、駅前にタクシーや自家用車などの車両が待機できる空間がないため、車などから鉄道への乗換えが不便であり、交通結節機能が不足していること、二つ目は、駅改札からの乗降客も含めた歩行者と自転車等の動線が重なり、交錯するおそれがあるなど、歩行者空間が不足していること、三つ目は、待合せできる憩いの空間や人々が交流できる空間が不足していること、です。

これらの課題解決に向け、まちのにぎわい向上や交通結節機能の強化、歩行者空間の安全性・快適性の確保を図るために、交通広場を整備いたします。

交通広場の計画イメージ

広場整備によって・・・

- ▶ タクシーや自家用車等の乗降場を配置し、交通結節機能を強化
- ▶ 安全でゆとりある歩行者空間を確保
- ▶ イベント等も可能なにぎわいのある広場空間を創出
- ▶ 一時の避難場所として防災性の高い空間を確保



続いて、交通広場を含む品川区画街路第8号線の計画イメージです。

まず、交通広場にタクシーや自家用車等の乗降場を配置し、交通結節機能を強化します。

また、補助第29号線へ接続する道路は、駅、商店街からの人の流れを受け止め、交通広場へ向かう歩行者が安全・快適に通行できるように、歩車分離された道路を整備し、安全でゆとりある歩行者空間を確保します。

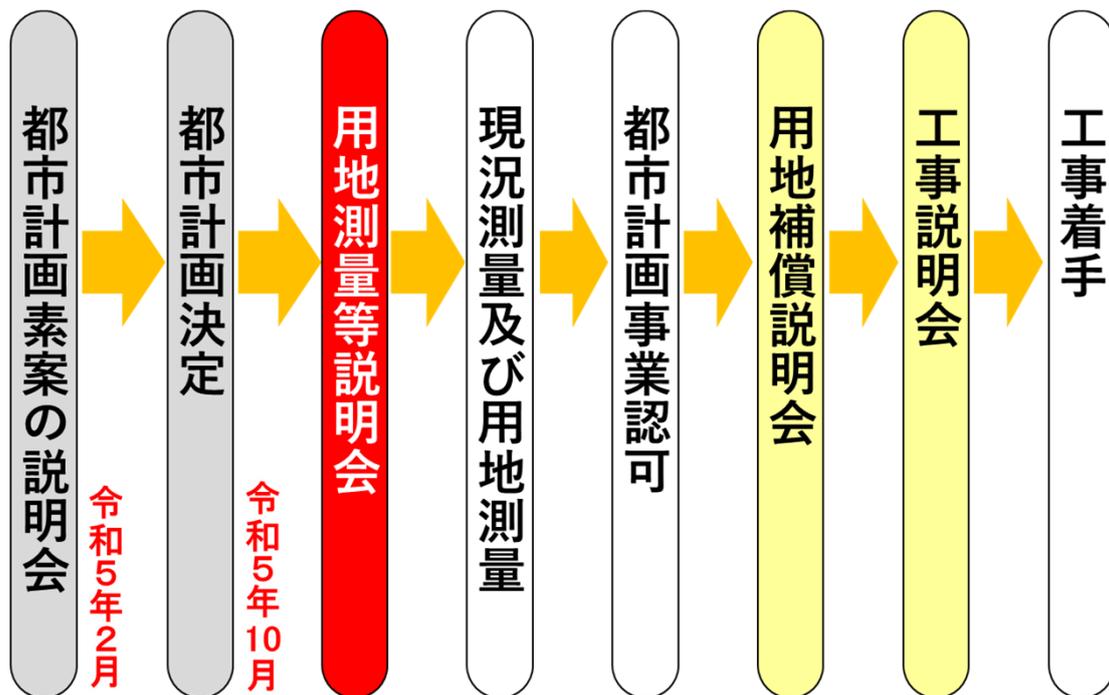
さらに、交通広場には、待合せ等が可能なゆとりのある交流空間を確保し、地域の玄関口にふさわしい駅前空間として、イベント等も可能なにぎわいのある広場空間を創出するとともに、一時の避難場所として活用も可能な防災性の高い空間を確保します。

以上が、戸越公園駅の交通広場整備事業についての説明となります。

今後の手続の流れ

続いて、本事業の今後の進め方について、説明いたします。

今後の手続の流れ



これまで、皆様に計画内容などを説明するために、令和5年2月に都市計画素案説明会を開催いたしました。

そして、令和5年10月10日に、連続立体交差事業を東京都で、鉄道付属街路事業と戸越公園駅の交通広場整備事業を品川区で都市計画決定いたしました。

本日の説明会は、赤色で示しました用地測量等説明会となります。

今後、現況測量を行い、順次、用地測量を行います。

その後、都市計画事業認可を取得し、事業に着手する予定です。

事業認可取得後、権利者の皆様を対象とした用地補償説明会を開催し、用地取得の手順や補償内容等について説明いたします。

また、工事の着手にあたっては、事前に地域の皆様に工事説明会を開催し、工事の施工方法などについて説明いたします。

現況測量及び用地測量

それでは、今回、皆様にご協力いただきます現況測量及び用地測量について、説明いたします。

なお、これから説明いたします内容は、用地測量等の一般的な手順を示したものです。

皆様にお配りいたしました「用地測量の手順」という冊子にも、同様の内容を記載しております。

実施する測量

現況測量

用地測量

測量には、最初に現況の地形や建物などを測量する「現況測量」とお譲りいただくか、もしくはお借りさせていただく土地に関する測量を行う「用地測量」があります。

それではまず、現況測量について、説明いたします。

現況測量とは

連続立体交差事業、鉄道付属街路事業、交通広場整備事業の区域とその周辺の建物、樹木、塀及び道路等の位置や形状、土地の高さ等を把握



各事業の都市計画線の位置を把握

現況測量は、各事業のために必要な基礎資料を得ることを目的として行うものです。

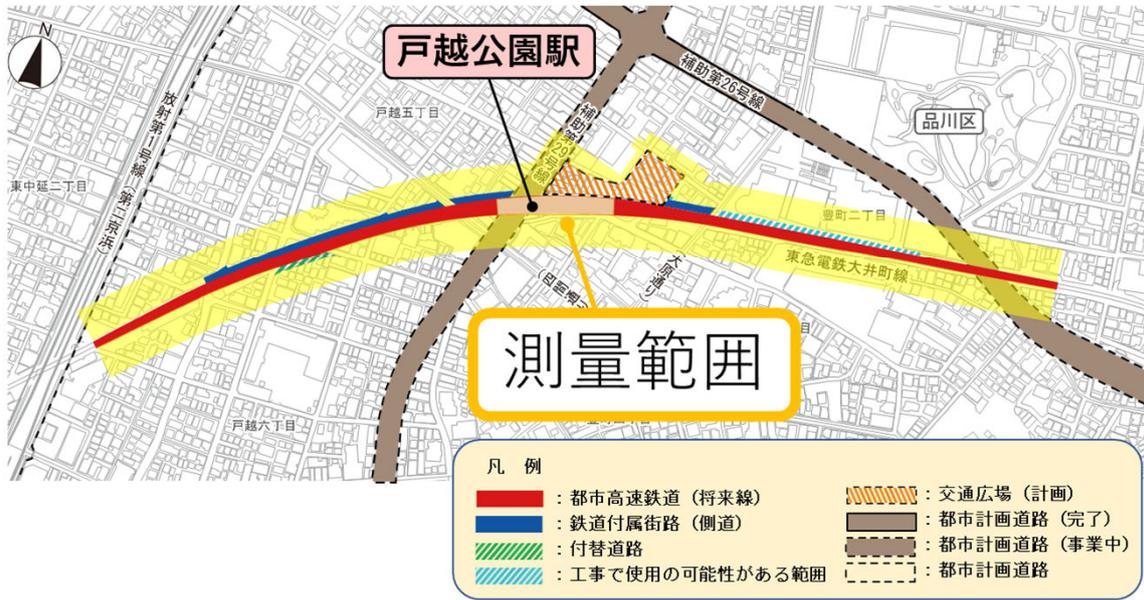
事業の区域とその周辺の建物、樹木、塀及び道路などの位置や形状、土地の高さ等を測量いたします。

測量後、都市計画線の位置を正確に把握し、図面を作成いたします。

現況測量の範囲

溝の口方面

大井町方面



次に、現況測量の範囲について、説明いたします。

赤色で着色した部分が連続立体交差事業の範囲、青色で着色した部分が鉄道付属街路事業の範囲、緑色で着色した部分が付替道路の範囲、水色で着色した部分が工事期間中にお借りさせていただく土地の範囲、オレンジ色で着色した部分が交通広場整備事業の範囲です。

現況測量は、黄色で着色した、都市高速鉄道の計画線から約30mの範囲で行います。

現況測量の作業を行う際、皆様の敷地内に立ち入りをお願いする場合がございます。

敷地内に立ち入る場合は、事前にご了承を頂いた上で、立ち入りをさせていただきます。

用地測量

現況測量



用地測量

次に、現況測量に引き続き実施します、用地測量について説明いたします。

用地測量とは

連続立体交差事業、鉄道付属街路事業、交通広場整備事業のために
皆様からお譲りいただくか、もしくはお借りさせていただく土地の正確な面積を
求めることを目的として実施

- 
- 画地ごとに土地の境界を確認し、
測量を実施
 - 事業に必要な土地の面積を算出

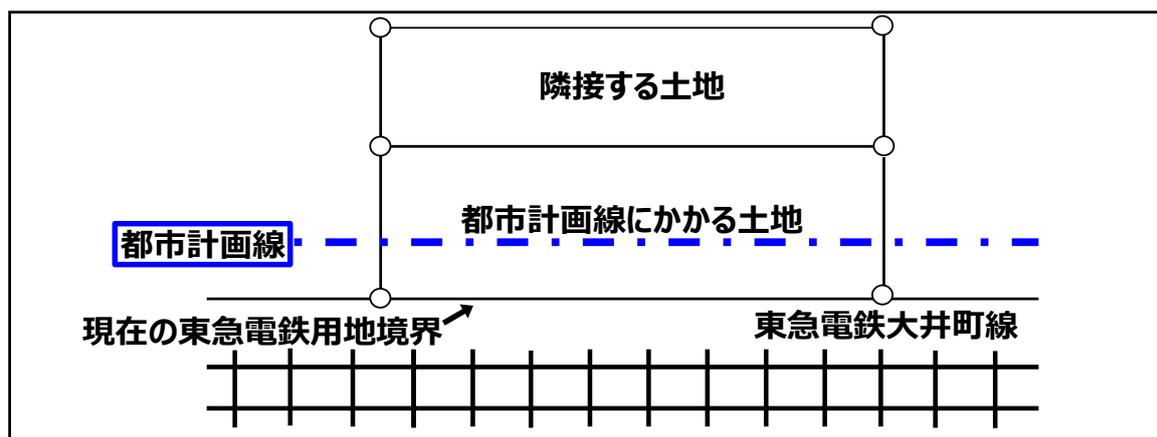
用地測量は各事業のために皆様からお譲りいただくか、もしくはお借りさせていただく土地の、正確な面積を求めることを目的として行うものです。

皆様の土地と道路や鉄道との境界、また、皆様のお隣の土地との境界を確認し、事業に必要な土地の面積などを確定いたします。

用地測量の対象となる方

- 連続立体交差事業、鉄道附属街路事業、交通広場整備事業の都市計画線にかかる土地所有者及び隣接する土地所有者の皆様
- 連続立体交差事業において、工事期間中、お借りさせていただく土地所有者及び隣接する土地所有者の皆様

(連続立体交差事業の例)



続きまして、用地測量の対象となる方について、説明いたします。

本事業の都市計画線にかかる土地をお持ちの皆様が対象となるほか、その土地に隣接する土地所有者の皆様にも境界立会いのご協力をお願いいたします。

また、工事期間中、お借りさせていただく土地をお持ちの皆様、その土地に隣接する土地所有者の皆様にも境界立会いのご協力をお願いいたします。

用地測量の流れ

①事前調査のお願い

②現地事前調査

③道路等の境界標示

④立会い依頼

⑤境界立会い

⑥境界測量

⑦必要書類への署名・捺印

⑧都市計画線の位置の標示

次に用地測量の流れを説明いたします。

①から⑧の順に作業を行う予定です。

まず、ご協力をお願いする対象の皆様へ「事前調査のお願い」を送付し、現地にて、境界標の有無や建物、塀などの位置を確認・測量する事前調査を行います。

次に、既に境界が確定されている道路などの位置を現地に標示いたします。

その後、対象の皆様へ、境界確認のために、立会い依頼状を送付し、対象の皆様にお集まりいただき、現地で隣接する土地との境界を確認していただきます。

確認が終わりますと、その位置を測量し、図面を作成いたします。

境界立会い後または図面作成後、立会証明書などの必要書類を作成いたしますので、署名、捺印のご協力をお願いいたします。

最後に、都市計画線の位置を現地に標示いたします。

用地測量の中で、皆様にご協力いただくのは、事前調査のための書類確認、境界立会い、必要書類への署名・捺印となります。

①事前調査のお願い

①事前調査のお願い

②現地事前調査

③道路等の境界標示

④立会い依頼

⑤境界立会い

⑥境界測量

⑦必要書類への署名・捺印

⑧都市計画線の位置の標示

事前調査のお願い（例）

事前調査のお願い

平素より、東京都、品川区並びに東急電鉄株式会社の事業に、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、先日の用地測量等説明会でご説明いたしましたとおり、東急電鉄大井町線（戸越公園駅付近）連続立体交差事業等に関わる土地の用地測量を実施させていただきます。
つきましては、境界立会いに先立ち事前調査をいたしますので、ご協力のほどお願いいたします。

事前調査とは、境界標の有無の確認及び敷地内の測量等を実施していく作業です。調査は、下記の調査期間で実施いたします。皆様の敷地内に立ち入らせていただく際には、お声掛けし、ご了承を得た上で作業を実施いたします。

また、土地の境界位置がわかるような図面や筆界（境界）確認書等をお持ちでしたら、事前調査の際にお知らせください。

ご多忙中、誠に恐縮ですが、ご協力の程お願いいたします。

なお、境界立会いにつきましては、後日改めて立会い依頼状をお送りいたします。

記

調査期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

調査時間 00:00～00:00（〇は除く）

令和 年 月 日

【お問合せ先】（事業者）□□□□

（住 所）東京都△△△△△△△△△△

（電 話）◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

※お問合せは、土曜・日曜・祝日を除く午前〇時〇分から午後〇時〇分までの間にお願います。

次に、用地測量のそれぞれの内容について説明いたします。

はじめに、事前調査についてです。

事前調査とは、境界立会いに先立ち、現地にて土地の境界を示す杭やプレートなどの有無の確認や、隣地との境界に設置された塀など、現地の状況を詳しく調査・測量することです。

事前調査に入る前には、ご協力をお願いする対象の皆様へ「事前調査のお願い」を送付いたします。

画面に表示しておりますのが、「事前調査のお願い」の例です。

このお願いで、調査を実施する期間やお問合せ先などをお知らせいたします。

②現地事前調査

①事前調査のお願い

②現地事前調査

③道路等の境界標示

④立会い依頼

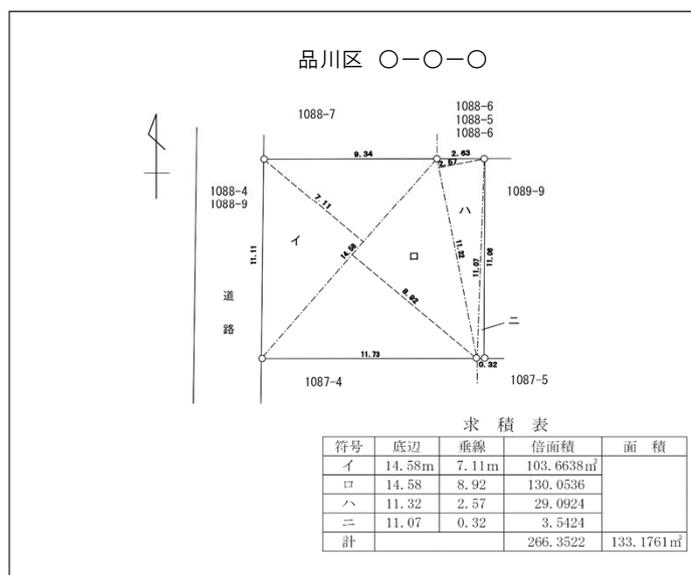
⑤境界立会い

⑥境界測量

⑦必要書類への署名・捺印

⑧都市計画線の位置の標示

境界が確認できる資料の一例
(地積測量図の例)



また、事前調査のお願いにも記載いたしますが、お手元に土地の境界がわかるような図面や境界確認書などをお持ちでしたら、境界確認の参考資料とさせていただきますので、調査の際にお知らせください。

③道路等の境界標示

①事前調査のお願い

②現地事前調査

③道路等の境界標示

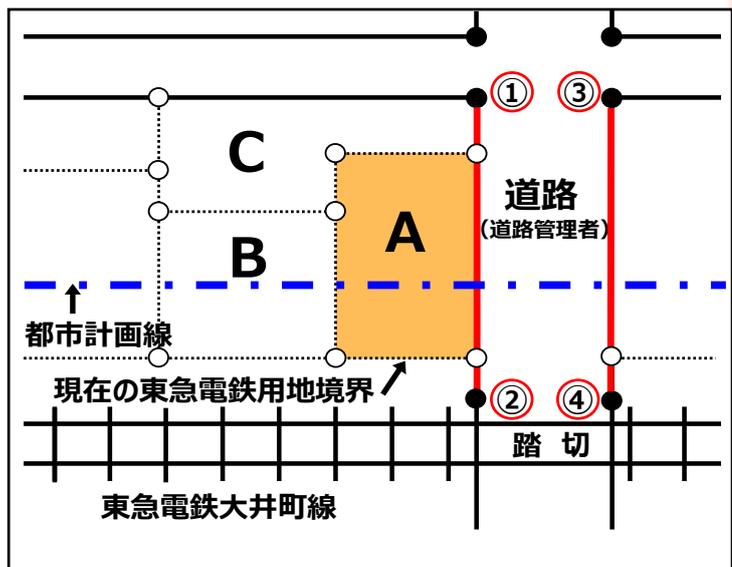
④立会い依頼

⑤境界立会い

⑥境界測量

⑦必要書類への署名・捺印

⑧都市計画線の位置の標示



凡例

- 道路等境界線
- 私有地境界線
- - - 都市計画線

次に、道路などの境界標示について、Aさんの土地を例に説明いたします。

道路などの境界が確定している場合、境界立会いの前に、Aさんの土地と接している道路の境界①、②、③、④を現地に標示いたします。

④立会い依頼

①事前調査のお願い



②現地事前調査



③道路等の境界標示



④立会い依頼



⑤境界立会い



⑥境界測量



⑦必要書類への署名・捺印



⑧都市計画線の位置の標示

依頼状（例）

土地境界立会いについて(依頼状)

〇〇〇〇様

東急電鉄大井町線(戸越公園駅付近)連続立体交差事業のため、所有されている下記の土地と、隣接地との境界を現地にて確認していただきます。
つきましては、ご多忙中、誠に恐縮ですが、下記の日程により、実施いたしますので立会いいただきますようお願いいたします。

日時:令和 年 月 日 午前/午後 時 分
土地の所在:品川区 番地

ご都合により、立会い日の変更等を希望される場合は、お手数ですが下記までご連絡ください。

立会い時の注意事項(お願い)

- この「依頼状」と立会いする方の「印鑑(認印)」をお持ちください。
※印鑑は、朱肉で押印するもの(スタンプ不可)
- 代理人の方が立会いをされる場合は、土地所有者の方が委任状(別紙)にご記入の上、当日、代理人の方がこの「依頼状」、代理人の方の「印鑑(認印)」及び「委任状」をお持ちください。なお、法人関係で代表者以外の方が立会いをされる場合も、法人代表者からの「委任状」と代理人の方の「印鑑(認印)」をお持ちください。
- ご本人または代理人であることを確認できる書類(免許証等)のご提示をいただく場合がありますのでご用意願います。
- 境界について、参考となる図面または書類(土地の測量図、隣地との境界確認書類等)がございましたら、お持ちください。
- 小雨の場合は、決行いたします。天候等により中止する場合には事前にご連絡いたします。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

令和 年 月 日 【お問合せ先】 (事業者) □ □ □ □
(住 所) 東京都△△△△△△△△-△-△
(電 話) ◇◇-◇◇◇◇◇-◇◇◇◇◇

※お問合せは、土曜・日曜・祝日を除く午前〇時〇分から午後〇時〇分までの間をお願いします。

続いて、境界確認のための立会い依頼について、説明いたします。
画面に表示しておりますのが、「依頼状」の例です。

④立会い依頼

- ・立会い日の10日程度前に、「土地境界立会いについて（依頼状）」を送付いたします。
- ・多くの方に立会いをお願いするため、立会い日はこちらで指定させていただきます。なお、ご都合が悪い場合は、依頼状のお問合せ先までご連絡ください。
- ・立会い時、「土地境界立会いについて」（依頼状）と印鑑（シャチハタ等のゴム印は不可）をお持ちください。
- ・境界確認書など参考資料がある場合、お持ちください。
- ・代理人の方が立会う際は、「委任状」もお持ちください。

境界立会いをお願いする皆様には、立会い日の10日ほど前に、「土地境界立会いについて」の依頼状を送付いたします。

また、多くの方に立会いをお願いするため、立会いの日時につきましては、こちらで指定させていただきますので、ご了承願います。

なお、指定した日時で、ご都合が悪い場合には、お手数ですが、依頼状に記載しておりますお問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

改めて、ご都合のよい日で立会い日時を調整させていただきます。

立会いに際しましては、「土地境界立会いについて」の依頼状と印鑑をお持ちください。

また、立会いの際、以前行った境界確認書などの参考資料がございましたら、お持ちください。

なお、ご都合が悪く代理人の方が立ち会われる際には、同封の委任状に必要事項を記載の上、「土地境界立会いについて」の依頼状、印鑑、委任状をお持ちください。

⑤境界立会い

①事前調査のお願い

②現地事前調査

③道路等の境界標示

④立会い依頼

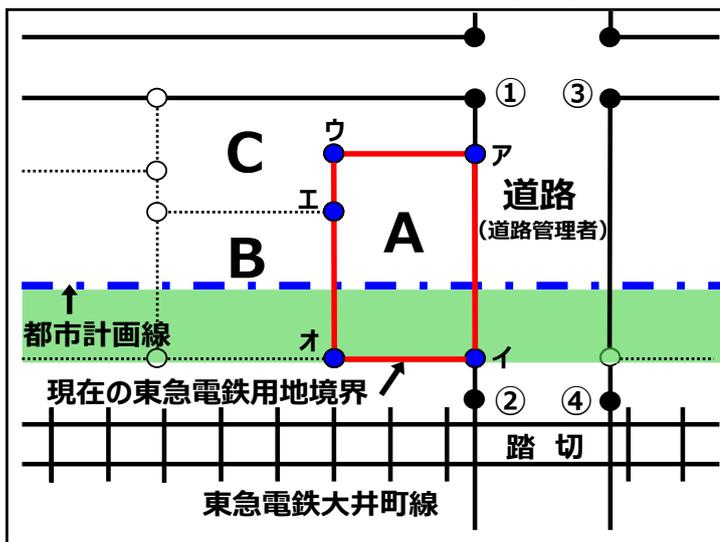
⑤境界立会い

⑥境界測量

⑦必要書類への署名・捺印

⑧都市計画線の位置の標示

Aさんの境界確認箇所（例）



凡例

- 道路等境界線
- ……○ 私有地境界線
- - - - 都市計画線

次に、境界立会いについて、説明いたします。

青色のラインが都市計画線です。

本事業のためにお譲りいただく土地は、都市計画線の中の緑色で着色した範囲となります。

土地をお譲りいただく際には、お譲りいただく土地だけでなく、残る土地の面積も算出する必要があるため、その土地のすべての境界を立会いにより確認していただきます。

⑤境界立会い

①事前調査のお願い

②現地事前調査

③道路等の境界標示

④立会い依頼

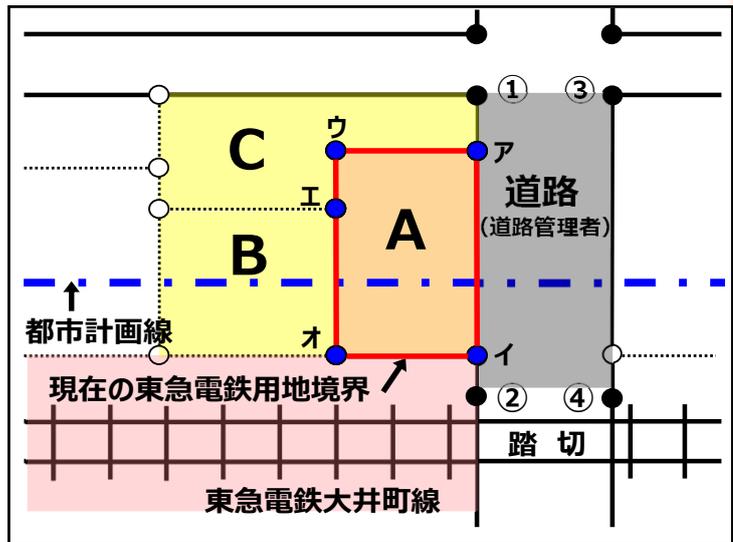
⑤境界立会い

⑥境界測量

⑦必要書類への署名・捺印

⑧都市計画線の位置の標示

Aさんの境界確認箇所（例）



凡例

- 道路等境界線
- ……○ 私有地境界線
- - - - - 都市計画線

Aさんの土地を例として、説明いたします。

Aさんの土地は、Bさん、Cさんの2軒の土地と道路、東急電鉄用地が接しており、その立会いの際には、境界ア、イ、ウ、エ、オの確認をする必要があります。

⑤境界立会い

①事前調査のお願い

②現地事前調査

③道路等の境界標示

④立会い依頼

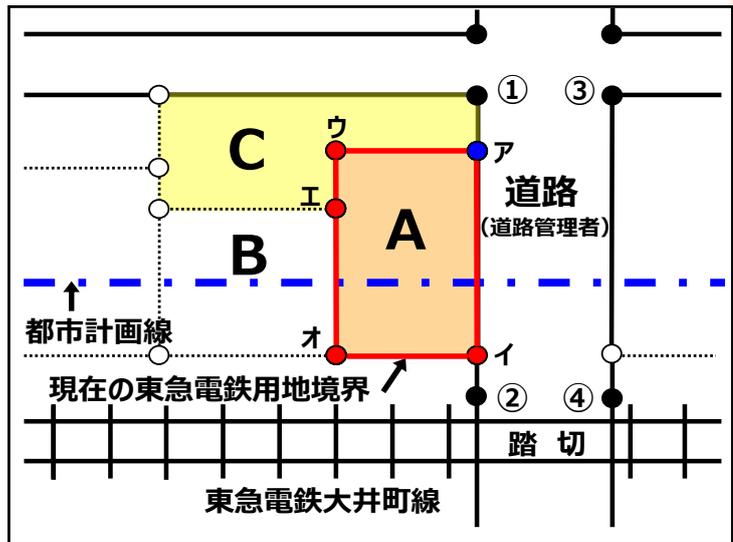
⑤境界立会い

⑥境界測量

⑦必要書類への署名・捺印

⑧都市計画線の位置の標示

Aさんの境界確認箇所（例）



凡例

- 道路等境界線
- ……○ 私有地境界線
- - - - - 都市計画線

道路境界が確定されている場合は、既に境界①②の線が確認されておりますので、立会い確認として、例えば、境界アを確認するためには、AさんとCさんとで、

⑤境界立会い

①事前調査のお願い

②現地事前調査

③道路等の境界標示

④立会い依頼

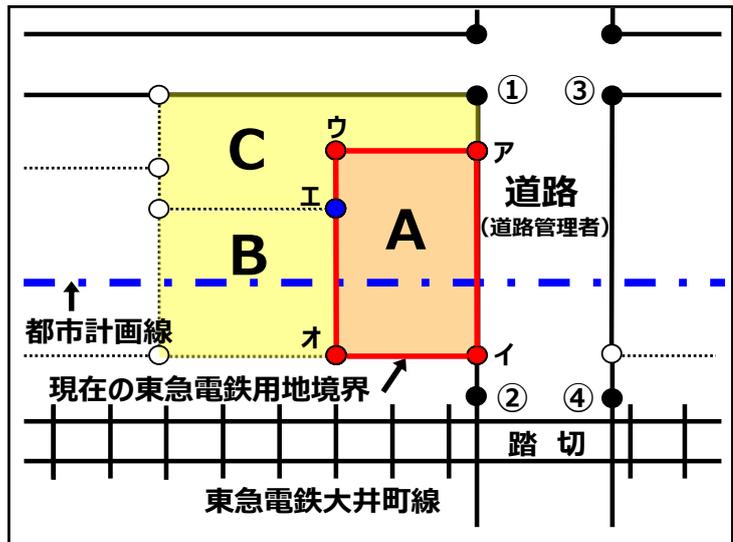
⑤境界立会い

⑥境界測量

⑦必要書類への署名・捺印

⑧都市計画線の位置の標示

Aさんの境界確認箇所（例）



凡例

- 道路等境界線
- ……○ 私有地境界線
- - - - - 都市計画線

境界Eを確認するためには、Aさん、Bさん、Cさんの三者で、

⑤境界立会い

①事前調査のお願い

②現地事前調査

③道路等の境界標示

④立会い依頼

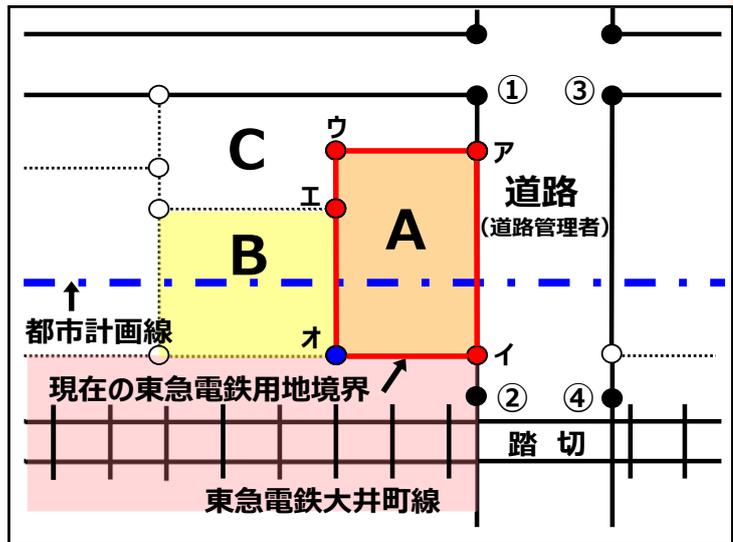
⑤境界立会い

⑥境界測量

⑦必要書類への署名・捺印

⑧都市計画線の位置の標示

Aさんの境界確認箇所（例）



凡例

- 道路等境界線
- ……○ 私有地境界線
- - - - 都市計画線

境界点を確認するためには、Aさん、Bさん、東急電鉄の三者で立会いを行い、境界を確認していただきます。

⑤境界立会い

①事前調査のお願い

②現地事前調査

③道路等の境界標示

④立会い依頼

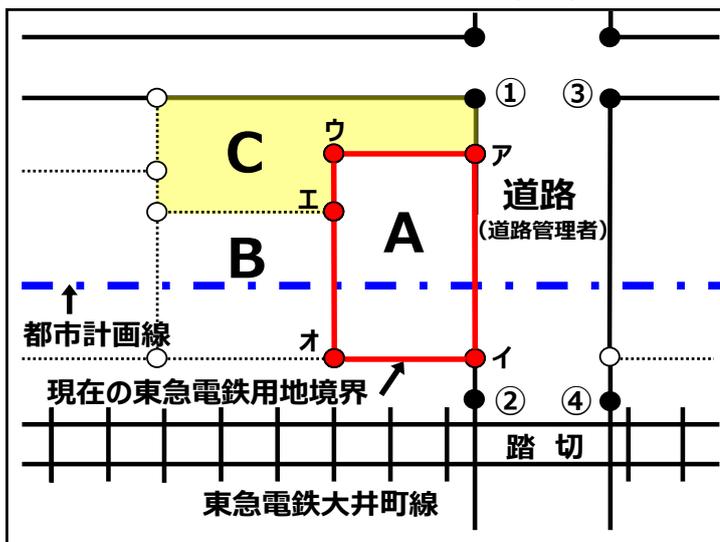
⑤境界立会い

⑥境界測量

⑦必要書類への署名・捺印

⑧都市計画線の位置の標示

Aさんの境界確認箇所（例）



凡例

- 道路等境界線
- 私有地境界線
- - - 都市計画線

このように、Cさんの土地は、都市計画線にはかかっておりませんが、Aさんの土地の面積を確定するため、立会いをお願いすることになります。

なお、今説明いたしました作業手順は一般的な例となります。

土地を複数の方と共有でお持ちの場合など、関係者の方が多数いらっしゃることもありますので、作業手順などについては、立会い当日に改めて説明いたします。

⑥境界測量

①事前調査のお願い

②現地事前調査

③道路等の境界標示

④立会い依頼

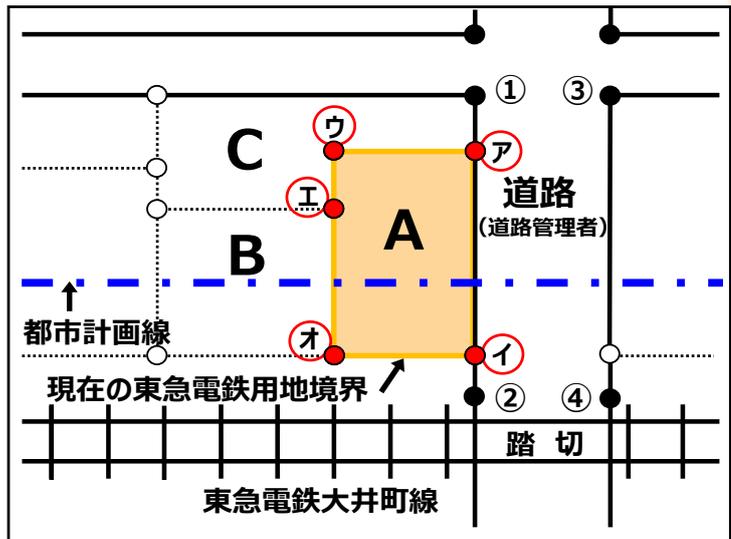
⑤境界立会い

⑥境界測量

⑦必要書類への署名・捺印

⑧都市計画線の位置の標示

Aさんの境界確認箇所（例）



凡例

- 道路等境界線
- 私有地境界線
- - - 都市計画線

次に、境界測量について説明いたします。

皆様にお立会いいただき、境界を確認した後に、土地の測量を実施させていただきます。

境界測量に関しましては、立会い時のデータなどを整理し、再度、皆様の敷地内で作業を行います。

Aさんの例では、Aさんの土地の境界、ア、イ、ウ、エ、オについて測量をさせていただきます。

⑦必要書類への署名・捺印

①事前調査のお願い



②現地事前調査



③道路等の境界標示



④立会い依頼



⑤境界立会い



⑥境界測量



⑦必要書類への署名・捺印



⑧都市計画線の位置の標示

立会証明書（例）

立 会 証 明 書

土地の表示 品川区 町 丁目 番

上記の土地を測量するに当たり、下記のとおり隣接所有者と立会いし、土地の筆界について異議なく確認されたものである。

土地所有者 住所
氏名 印

土地所有者 住所
氏名 印

隣接地番	住所	氏名	電話番号	立会年月日	捺印

本立会証明書のとおり立会の事実を確認し、測量したものであることを証明します。

令和 年 月 日

住所
氏名 印

注1 管理人、代理人が立会った場合は、その者の住所・氏名・電話番号を併記して捺印する。

境界立会い後または境界測量後に、土地1筆に対して1通の立会証明書を作成いたします。

この書類は、土地境界について立会いし、その結果を確認していただいたことを証明するためのもので、隣接する土地所有者の方も含め、皆様の署名、捺印のご協力をお願いいたします。

⑧都市計画線の位置の標示

①事前調査のお願い

②現地事前調査

③道路等の境界標示

④立会い依頼

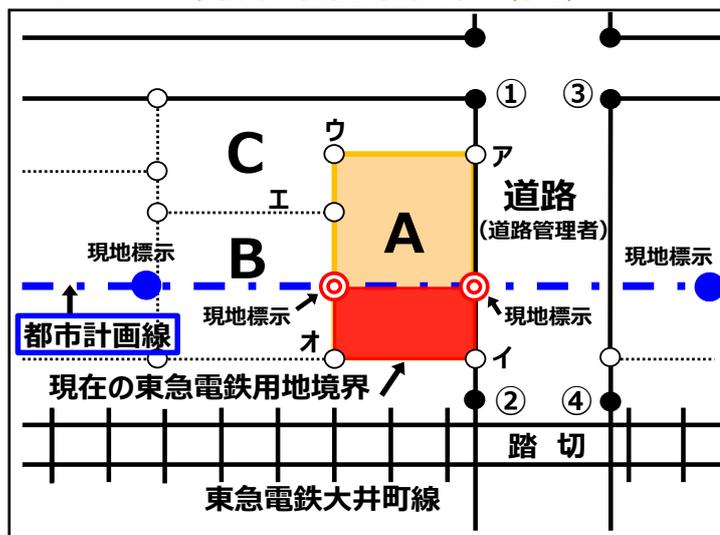
⑤境界立会い

⑥境界測量

⑦必要書類への署名・捺印

⑧都市計画線の位置の標示

Aさんの境界確認箇所（例）



凡例

- 道路等境界線
- 私有地境界線
- 都市計画線

最後に、都市計画線の位置の標示について説明いたします。

境界立会い時に、都市計画線と所有地の境界線が交わる箇所に加えて都市計画線上に一定の間隔で、鉋やプラスチック杭などを現地に標示いたします。

これらの作業により、都市計画線の位置が現地に標示され、事業予定地の面積が確定いたします。

⑧都市計画線の位置の標示

都市計画線と土地の境界が交わる箇所に
設置する現地の標示物（例）



釘



プラスチック杭



ペンキ



きざみ

都市計画線の位置の標示は、設置する場所により、標示物が異なります。

標示物はスライドに示しました釘やプラスチック杭などを設置させていただきますが、これらが設置できない場合は、ペンキや刻みなどで印をつけさせていただきます。

なお、現地標示は、境界立会いの際に、皆様のご了承を頂いたうえで、標示させていただきます。

測量委託会社

腕章 (例)

東急電鉄大井町線(戸越公園駅付近)連続立体交差事業等

東京都 品川区 東急電鉄(株)

身分証明書 (例)

連続立体交差事業及び鉄道付属街路事業

交通広場整備事業

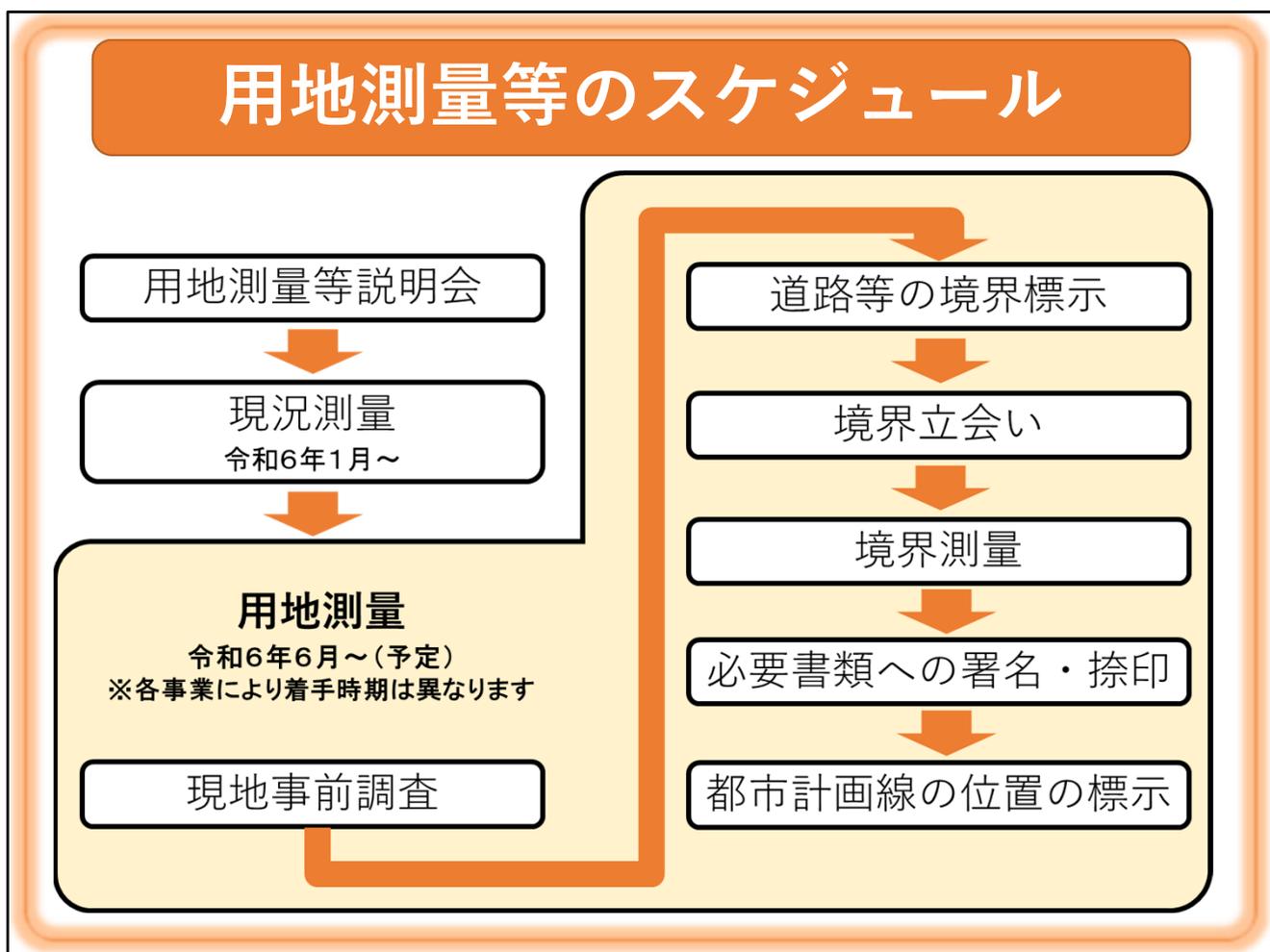
身分証明書 第〇〇号		注 意	
氏名 〇〇 〇〇 昭和 年 月 日生 勤務先 株式会社〇〇〇〇〇 住所 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	写真	1. この証明書は、委託業務に従事する場合には、必ず携帯し、関係人の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。 2. この証明書の記載事項は訂正しない。訂正したものは無効とする。 3. この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 4. この証明書を紛失したときは、すみやかに東京都建設局道路建設部長へ届け出なければならない。 5. この証明書の有効期間は、委託期間とし、有効期間を経過したときは、すみやかに東京都建設局道路建設部長へ返還しなければならない。	1. この証明書は、委託業務に従事する場合には必ず携帯し、関係人の請求があった時は、いつでも提示しなければならない。 2. この証明書の記載事項を訂正したものは無効とする。 3. この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 4. この証明書を紛失した時は、速やかに品川区都市環境部都市開発課へ届けなければならない。 5. この証明書は、委託業務以外に使用してはならない。 6. この証明書の有効期間を経過した時は、速やかに品川区都市環境部都市開発課へ返還しなければならない。
1. 件 名 東急電鉄大井町線(戸越公園駅付近)連続立体交差事業		上記の者は、品川区都市環境部都市開発課発行の下記業務委託会社に従事する者であることを証明する。 委託件名 令和〇年度戸越公園駅前広場計画に係る用地測量等業務委託 交付年月日 令和〇年〇月〇〇日 有効期限 令和〇年〇月〇〇日	
2. 委託場所 東急電鉄大井町線 戸越公園駅付近		品川区長 〇 〇 〇 〇 公印	
3. 委託期間 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 東京都建設局道路建設部長 〇 〇 〇 〇 公印			

測量作業は、専門の測量会社が行います。

測量会社は、スライドのような東京都、品川区、東急電鉄が共同で発行した腕章を着用いたします。

また、連続立体交差事業及び鉄道付属街路事業については東京都が、交通広場整備事業については品川区が発行した身分証明書を携帯したうえで作業に従事いたします。

用地測量等のスケジュール



最後に、今後予定しております用地測量等のスケジュールを説明いたします。

はじめに、現況の地形や建物などを測量する現況測量を令和6年1月頃から行います。

その後、令和6年6月頃から用地測量を行います。

用地測量についてはまず、「事前調査のお願い」を送付したうえで、現地事前調査を行います。

次に、道路などに境界標示を行い、その後、対象の皆様へ「土地境界立会いのお願い」を送付し、境界確認のため、境界立会いを行います。

その後、必要書類を作成いたしますので、署名・捺印のご協力をお願いいたします。

これらのスケジュールは、測量の進捗状況などに応じて、前後する場合があります。

測量作業を円滑に進めていくため、ご多忙中のこととは存じますが、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

皆さまのご理解とご協力を
お願い申し上げます

東 京 都
品 川 区
東 急 電 鉄 株 式 会 社

以上で、本日の説明を終了いたします。

今後、東京都、品川区、東急電鉄株式会社は、交通渋滞や踏切事故等の地域の課題の解消のため、早期事業化に向け、手続きを進めてまいりたいと考えております。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。